

2011年8月29日

今後の治水のあり方に関する有識者会議 座長 中川 博次 様

(社)北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙  
平取ダム建設問題協議会 代表 松井和男  
自然林再生ネットワーク 代表 前田菜穂子  
十勝自然保護協会 共同代表 安藤御史・佐藤与志松・松田まゆみ  
北海道自然保護連合 代表 寺島一男  
苫小牧の自然を守る会 代表 館崎やよい  
ユウパリオザクラの会 代表 藤井純一  
イテキ・ウエンダム・シサムの会 代表 佐々木義治  
胆振日高高校退職教職員の会 代表 高橋 守

### 有識者会議における厚幌ダム計画取扱いに関する公開質問状

私たちは、6月13日付で貴職に、有識者会議における検討についての要望を提出しました(別紙)。その要望は、1) 中間とりまとめの検証作業の目的に、「極力ダムに依存しない治水・利水を確立することを目指し、事業に関する計画が真に必要なかつ効果的かどうか、十分な精査を行うこと」を入れること、2) 6月13日付で送付した私たちの見解を検証していただき、疑問があればお問い合わせいただき、厚幌ダムの検証が真摯に行われたかどうか、慎重に検討して下さることの2点でした。

しかし、8月23日に開催された第17回会議で論議された内容を見ると、残念ながら私たちの要望はまったく無視されたと考えざるを得ません。そこで、改めて貴職に公開質問状を提出することにしました。学識経験者として、また有識者会議座長としての責任を果たして下さるようお願いいたします。公開質問状提出の事務局を担当している北海道自然保護協会(〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目、加森ビル6F、Tel: 011-251-5465、FAX: 011-211-8465)宛に、9月15日までに文書によってご回答いただけますよう、宜しくお願いいたします。

#### 1. 有識者会議の役割について

貴職は、第17回会議のまとめとして以下のように述べられました。「厚幌ダムは検討主体から継続の報告がありました。基本的には、中間報告に沿って検討されたものと考えております。厚幌ダムについては関係住民からさまざま意見が出された。それに鑑みて引き続いて、住民の理解の努力を続けることが重要ではないかと考えています。」翌日の北海道新聞は「道が建設の継続を決めた厚幌ダムについて道の結論を了承した」と報道しました。さらに27日の北海道新聞は、「国交省は厚幌ダムの補助金の交付を来年度以降も継続すると発表した」と報道しました。有識者会議が厚幌ダム計画を認めて、それに沿って国交省が補助金継続を決定したことになります。これらを合わせて考えますと、有識者会議は、各ダム計画について「中間報告(中間とりまとめ)に沿って検討されたかどうかを検討する」ことが役割と考えざるを得ません。第17回会議では、

例えば「水道水の取水は、濁水の 1/10 くらいで間に合うのに水利権があるので取水できない、頭が固いのではないか」や「流水の正常な機能の維持がダム容量の大半を占めているのは疑問」という重要な指摘がなされましたが、座長まとめではまったく無視されています。また、私たちが 6 月 13 日付で出した意見や、パブリックコメントで出された意見についても論議の対象となっておりません。私たちが指摘するように、有識者会議の役割が、各ダム計画について「中間報告に沿って検討されたかどうかをチェックする」のであれば、国交省の担当官が行えばすむことです。有識者会議の役割は、パブリックコメントなどの意見にも耳を傾け、ダム事業に関する計画が真に必要なかつ効果的かどうかを十分に検証することではないのでしょうか。有識者会議座長としてのご見解を明らかにしてください。

## 2. 私たちの疑問

私たちがパブリックコメント（別紙資料）として提出した意見について、北海道から回答がありませんでしたので、そのうちのいくつかについて貴職に問います。

### 1) 治水

一般の河川整備計画では、既往最大流量、基本高水（計画高水）選択の根拠、基本高水とダム洪水調節時の水位および該当堤防高などが示されていて、ダムによる洪水調節や河道掘削の効果などの選択の根拠も示されています。しかし、厚真川の治水計画は、簡単に言えば基本高水と厚幌ダムによる洪水調節量が示されているだけのものです。これでは、なぜダムが必要なのかよく理解できません。貴職をはじめ有識者の方々には理解できたのでしょうか？ 私たちは、厚真川河川整備計画をまずきちんとしたものにするを求めて、次に治水方法を検討するよう要望いたします。私たちの要望に対する貴職の見解をお示してください。

### 2) 灌漑

私たちは、パブリックコメント（別紙）に示しましたように、厚幌ダムによる灌漑に疑問をもちています。平成 20 年の 2 月から厚真ダムに貯水が開始されたが、この年は途中降雨があったものの、水不足で番水を実施したことが示されています。すなわち、厚真ダムによる灌漑用水確保は十分でないことが明らかにされています。河川整備計画では、灌漑用水不足を解消するために厚幌ダムが必要と述べています。しかし、厚真ダムよりはるかに容量の大きい厚幌ダムを建設しても、厚真ダムに十分水が溜まらないので、厚幌ダムでも溜まらないこととなります。北海道は、私たちの指摘に対して、厚真ダムでは秋に落水するが、厚幌ダムでは落水をしないので対応できると回答しています。もしそれで灌漑用水不足が解消されるのであれば、厚真ダムで落水しなければ済む話です。

私たちは、このような方法では灌漑用水の不足は解消されないのではないかと推測しています。具体的なデータに基づき、正確な予測を行うことを求めます。本当に不足するようであれば、別な方法を考慮するなり、節水技術の導入を図るなどすべきです。灌漑用水問題についての貴職の見解をお示してください。

### 3) 水道用水

水道水需給予測が具体的根拠に基づいて示されていないので、見直すべきです。厚幌ダムからの必要水量 1,630m<sup>3</sup>/日は河川の流量と比較すれば、極めて少量（18.8 ℓ/秒）であり、わざわざダム建設の水源を確保しなくても、河川から取水することができます。平成 19 年の濁水時の厚

真大橋地点の流量を見ると、最小水量は約0.5m<sup>3</sup>/秒、すなわち500ℓ/秒であり、必要水量18.8ℓ/秒はその3.8%です。このような少量の水確保のために厚幌ダムに依存する必要はなく、水利権の柔軟対応で十分で、北海道が厚真川からの取水を認めれば良い問題です。このことについての貴職のご見解をお示してください。

#### 4) 流水の正常な機能維持

計画されている厚幌ダムは、有効貯水容量4,310万m<sup>3</sup>、そのうち洪水調節容量が760万m<sup>3</sup>(18%)、流水の正常な機能維持2,130万m<sup>3</sup>(49%)、灌漑用水1,400万m<sup>3</sup>(32%)、水道水20万m<sup>3</sup>(0.5%)となっていて、このダムは、その半分が流水の正常な機能維持のために建設されることになっています。自然河川は豊水や渇水を繰り返していますが、そこに生息している動植物はその環境に適応し、わざわざ人間が面倒を見る必要はないように進化しています。また、治水や利水の便益はそれなりに数値化できますが、流水の正常な機能の便益は数値化することができず、「必要な水量」を貯めるダムの建設費(身替りダム費)としています。便益を数値化できないものは、便益を国民に説明できないことを示しています。私たちは、国民に説明できないことのためにダム建設すべきでないと考えています。有識者会議でも、この問題が論議されましたが、貴職のまとめでは無視されています。流水の正常な機能維持についての貴職のお考えをお示してください。

### 3. 有識者会議の国民との信頼関係と説明責任・公開について

私たちは、今回の有識者会議で厚幌ダムが取り上げられることを水源連から連絡を受けましたが、そうでなければ知ることはできませんでした。私たちは有識者会議が国民の声に耳を傾ける立場ととるべきと考えています。私たちは、先に述べましたように厚幌ダムに関して要望書を提出してきました。そのような団体に対しては、有識者会議で取り上げる場合に連絡すべきではないでしょうか。江戸時代から戦前までは為政者は「よらしむべし、知らしむべからず」として説明責任を果たしてきませんでした。民主主義の時代には認められないことです。

行政には、情報公開や審議会・検討会などの会議の公開および説明責任が求められています。有識者会議の中間とりまとめに基づく各地の検討会は公開されています。また、全国の河川整備計画を検討する流域委員会なども公開されています。これは、河川整備は国民の福祉や権利と密接に結びつき、かつ公金を支出するからです。しかし、ダムに関する最終責任の一端を担っている有識者会議だけが非公開なのはなぜなのでしょう。マスコミには公開されていて国民には非公開という根拠を全く理解できません。私たちだけでなく国民にわかりやすく非公開の根拠を示してください。有識者会議の国民との関係に関する疑問にお答えください。